

令和3年門審第18号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月14日21時40分

大分港

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		4.3トン	3.2トン
登録長		9.10メートル	9.90メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		147キロワット	
漁船法馬力数			70

### 3 事実の経過

Aは、昭和58年3月に進水し、刺し網漁業に従事する全長12メートル未満のFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及びレーダーを、同室前部右舷側に機関遠隔操縦装置を、同室前部左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備え、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和2年9月14日19時00分大分港の係留地を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、19時30分漁場に到着し、前々日に仕掛けた刺し網の揚網を行い、操業を終えた後、21時35分大分港住吉東防波堤灯台（以下「住吉防波堤灯台」という。）から333度（真方位、以下同じ。）1,160メートルの地点で、白色全周灯並びに前部及び後部各甲板を照らす、それぞれ5個及び1個の白色作業灯を点灯し、げん灯を表示しないまま、甲板員を船尾甲板で休息させて自らは船首甲板に立ち、船首を244度に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a受審人は、21時38分前示漂泊地点で、船首が244度を向いていたとき、右舷船首83度630メートルのところに、Bの表示する白、緑2灯を視認することができ、その後、同船が自船に向首して

衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にもこの状況にも気付かなかった。

a 受審人は、Bに対して避航を促す音響信号を行わず、同船が間近に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊中、21時39分右舷方に迫ったBを認め、懐中電灯を照射したものの、効なく、21時40分住吉防波堤灯台から333度1,160メートルの地点において、Aは、船首が244度を向いたまま、その右舷中央部にBの船首が前方から83度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和59年4月に進水し、さわら流し網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央にGPSプロッターを、同室前部右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、b受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日17時00分大分港の係留地を発し、同港北方沖合の漁場に向かい、17時45分漁場に到着して操業を行った後、21時30分帰途に就いた。

b受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、甲板員を操舵室外左舷側に立たせ、自らは操舵室外右舷側に立って大分港北方沖合を南下し、21時38分住吉防波堤灯台から331度1,800メートルの地点で、針路を147度に定め、10.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵により進行した。

定針したとき、b受審人は、正船首630メートルのところに、Aの表示する白1灯のほか、甲板を照らす作業灯の明かりを視認するこ

とができ、その後、同白灯及び同作業灯がほとんど移動しないことから、漂泊していることが分かり、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、夜間に衝突地点付近で船舶を見掛けたことがなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思いい、見張りを十分に行わなかったので、Aの存在にもこの状況にも気付かなかった。

b 受審人は、Aを避けずに続航し、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に亀裂を伴う破口を生じて後に廃船処理とされ、Bは、右舷船首部外板に亀裂等を生じたが、後に修理された。

#### (航法の適用)

本件は、夜間、大分港において、同港で漂泊中のAと同港北方沖合を南下して大分港に入航中のBとが衝突したもので、見合い関係が生じたとき、Aは港則法が適用される大分港内で漂泊していたが、Bは同港外を航行していたことから同法は適用されず、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、漂泊中の船舶と航行中の船舶に適用する定型的な航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、航行中のBが、見張り不十分で、前路で漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったこ

とも一因をなすものである。

b 受審人は、夜間、大分港の係留地に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、夜間に衝突地点付近で船舶を見掛けたことがなかったことから、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のAに気付かず、同船を避けずまま進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

a 受審人は、夜間、操業を終えて大分港で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、衝突を避けるための措置をとらないまま漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月8日

門司地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広